

石川県まん延防止等重点措置

1. 期間

令和3年5月16日（日）～6月13日（日）

2. 重点措置を講じるべき区域(措置区域)

金沢市

3. 内容

(1) 県民の皆様へ

金沢市（措置区域）	金沢市以外
【特措法第31条の6第2項】 ・営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないこと	【特措法第24条第9項】 ・営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないこと
【特措法第24条第9項】 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に20時以降は厳に控える） ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を厳に控えていただくこと ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくこと ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛していただくこと ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えていただくこと	

(2) 飲食店の皆様へ

金沢市（措置区域）	金沢市以外
【特措法第31条の6第1項】 (対象) ・食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店(カラオケ店、バー等含む。) ※宅配・テイクアウトを除く (要請内容) ・午後8時までの時短営業(営業開始は午前5時以降) ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)の自粛(終日) ・飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用停止(終日)	【特措法第24条第9項】 (対象) ・食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※宅配・テイクアウトを除く (要請内容) ・午後9時までの時短営業(営業開始は午前5時以降) ・酒類の提供は午後8時まで ・飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用停止(終日)

<p>【特措法第31条の6第1項】 (要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(※)を講じること ※入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場禁止(既に入場した者の退場を含む)、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等 	<p>【特措法第24条第9項】 (要請内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(※)を講じること ※入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場禁止(既に入場した者の退場を含む)、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等
<p>(協力金について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全期間実施を前提に1店舗あたり 中小企業 3万円/日～10万円/日 大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) ※中小企業も選択可 	<p>(協力金について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全期間実施を前提に1店舗あたり 中小企業 2.5万円/日～7.5万円/日 大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) ※中小企業も選択可

(3) 集客施設の管理者の皆様へ

金沢市（措置区域）	金沢市以外
<p>(I) イベント関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホール、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、バッティングセンター、博物館、美術館など <p>(III) 参加者が自由に移動できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)、スポーツクラブ、ゲームセンター、遊興施設(バー、キャバレーなど)、その他サービス業(生活必需サービスを除く) 	
<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千㎡超の施設に対し、午後8時までの時短営業を要請 <p>【法に基づかない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千㎡以下の施設に対し、午後8時までの時短営業を依頼 <p>※(I)(II)の施設については、イベント開催時は午後9時まで営業可</p> <p>※映画館は午後9時まで営業可</p>	<p>【法に基づかない協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後9時までの時短営業を依頼

【特措法第24条第9項】

- ・下記「(4)イベント開催について」による収容率・人数とすること

【法に基づかない協力依頼】

- ・入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等で周知
- ・店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む）及びカラオケ設備使用自粛

（協力金について）

全期間実施を前提に

①大規模施設（千㎡超の施設）

時短営業した面積千㎡毎に20万円/日
×短縮した時間/本来の営業時間

②テナント（上記大規模施設の一部を賃借する事業者）

時短営業した面積百㎡毎に2万円/日
×短縮した時間/本来の営業時間

※詳細については、決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

（4）イベント開催について

金沢市（措置区域）	金沢市以外
【特措法第24条第9項】 （収容率）・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの 100%以内（席がない場合は適切な間隔） ・大声での歓声・声援等が想定されるもの 50%以内（席がない場合は十分な間隔） （人数上限） 5,000人以下 ※収容率か人数上限の小さい方を限度 ※イベント参加時には、スマートフォンによる接触確認アプリ（COCOA等）をインストールすることを推奨 ※入場整理を徹底。イベントの開催時間は午後9時まで	

（5）事業者への協力依頼

金沢市（措置区域）	金沢市以外
<ul style="list-style-type: none"> ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を目指すこと ・20時以降の外出抑制を図る観点から、事業の継続に必要な場合を除く、可能な限りの20時以降の勤務の抑制すること 	

- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力な推進
- ・ 職場における感染防止のための取組（事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底
- ・ 業種別ガイドラインの遵守（特措法第24条第9項）